

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関名

セリオコーポレーション有限会社

②施設・事業所情報

名称：浜松市立花川保育園	種別：保育所
代表者氏名：市川智恵子	定員（利用人数）：80名（75名）
所在地：静岡県浜松市中区西丘町1000	
TEL：053-436-1205	http://www.hamamatsu-pippi.net
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和29年8月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：浜松市	
職員数	常勤職員：16名 非常勤職員：8名
専門職員	（専門職の名称） 名
	保育士 19名 栄養士 1名
	調理員 5名 嘱託医 2名
施設・設備の概要	（居室数）
	（設備等）
	保育室 5、調理室 1、事務室 1、ホール（保育室を兼ねる） 1、休憩室 1、砂場、すべり台、太鼓橋、鉄棒、ブランコ、うんてい、ジャングルジム、プレイドーム

③理念・基本方針

理念：

緑豊かな自然の中で、さまざまな環境にある子どもたちが互いに認め合い、心地よい関係を築き、いろいろな体験を通して、人間形成の基礎を育む保育を目指す。

基本方針：

1. 家庭的な雰囲気の中で、子どもの思いに寄り添いながら、一人ひとりの発達に応じた援助をし、健やかな子どもに育つように努める。
2. 家庭と連携を図り、信頼関係を築きながら、子どもの育ちと子育てを支える。
3. 自然とのふれあいや身近な環境の中で、食の恵みに感謝し健康な心と身体の基礎を育てる。
4. 地域の子どもたちが健やかに育つよう、保育園の特性を生かし、子育て支援に関する情報提供をしていく。
5. 保育士の専門性を発揮し、知識の習得と技術の向上に努め、職員間の共通理解を図りながら保育にあたる。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 広い園庭と自然に囲まれた環境の中で、一人ひとりがのびのびと生活できる保育を心がけている。
- ・ 園の畑やプランターで野菜を育てたり、収穫した野菜を調理したり、食材をボードに貼ることで食育に取り組んでいる。
- ・ ベトナムを中心に、外国籍の子どもも多く在園している。
- ・ 保育参加やクラス懇談会を行い、園での様子を伝えたり面談をしたりして家庭との連携を図っている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 7 月 1 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 16 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 21 年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

◆地域性を考慮した支援と地域との連携

当該保育園の周辺地域には、大手企業とその関連企業が多く存在している。そのことから広範な地域から入園希望があり、多くの小学校（前年度実績 12 校）に就学する子どもがいる。園では、一人っ子も多い家庭環境や昨今の社会情勢を踏まえて、縦割り保育による異年齢児との触れ合い交流を重視した保育方針を持っており、中長期計画（縦割り保育）でその意義を示している。

また、園児のおよそ 20%にあたる外国籍の子どもが在籍しており、言語に関して、保護者等関係者の協力を得てコミュニケーションを図ることや、ユニバーサルデザイン化された表記を採用するなど、さまざまな工夫で理解を深める取り組みが行われている。

◆野菜を育てることから始める食育

緑豊かな自然の中に農地が広がり、地産地消を意識した献立のための食材を調達している。広い園庭の中にも畑やプランターで野菜が育てられており、食育年間計画にもとづき野菜を栽培すること、それを収穫して料理することなど、食に関する体験を通して、子どもの育ちの根本である食事（たべること）の大切さを伝えている。料理の楽しさや野菜への興味が深まるように、子どもの発達に応じた配慮と工夫を取り入れた食育を行っている。

◆組織的な配慮を必要とする保育の一例

本年度から「指定難病」の子どもが入園し、本課の担当者を交えて保護者との面談を繰り返しながら、病気のことや園内での生活全般への対応や配慮に関して学び、関係者が連携して保育実践を行っている。子どもの生き生きとした表情からは、日々の努力による支援が実践されていることがうかがえる。

◇改善を求められる点

◆災害対策及び危機管理に関して

中長期計画及び年次計画のいずれにも、災害対策や危機管理に関して独立した項目としての設定はない。中長期計画の「地域・関係機関との連携について」の中で不審者対策に触れているが、これだけでは十分とは言えない。公立保育園に共通する災害対策や危機管理に関するマニュアルにもとづき、必要な対策は実施されており、現場の対応にも問題はないが、組織として、災害対策や危機管理に関する基本的な考え方や、状況に即した具体的な対策等を職員や保護者等関係者に明確に伝えなければならない。事業計画におけるリスクマネジメント全般の取扱いに検討の余地が残されている。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたって園長と主任が参加した説明会の後、職員を対象に勉強会に参加したことで、園全体として第三者評価を受ける体制ができたと感じた。また、全員で日々の保育を見直すことができた。

災害対策と危機管理に関しては、計画して実践するだけでなく、具体的な対策をどう職員で共有していくかという課題に対して今後取り組んでいきたい。

保護者の意見に対しては職員間で共有し、アンケート結果等でも報告してきたが、さらなる情報提供を検討し、風通しの良い保育園を目指していきたい。

子どもたちが楽しく安心して過ごせ、保護者も安心して預けられる保育園であるためには、職員が笑顔で意欲を持って働ける環境であることが不可欠だと感じる。その環境を整えることが園長としての役割であると認識し、取り組んでいきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 「緑豊かな自然の中で、様々な環境にある子どもたちが認め合い心地よい関係を築き、色々な経験を通じて人間形成の基礎を育む保育を目指す。」との趣旨の理念と、それにもとづく基本方針が策定され、玄関・事務室・保育室等、園内の要所に掲示している。全職員が理念と基本方針を記したカードを携帯しており、毎朝ミーティングで唱和するなど周知を図っている。また浜松市子育て情報サイト“ぴっぴ”に全保育園情報が掲載されており、理念や基本方針等を知ることができる。保護者等関係者にパンフレットや広報誌「親子ひろば はなかわ」で直接伝えることとあわせ、年度当初の保護者全体説明会で共通理解に努めており、年2回の保護者アンケートで周知状況を確認している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 本課において毎月開催される事務連絡会や園長会で情報の共有をしている。また静岡県社会福祉協議会の広報誌（社会福祉しずおか）や保育士会の機関誌（保育士だより）等から、経営環境の変化等に関する有効な情報を収集している。社会福祉事業全体の動向や地域の各福祉計画の策定動向等を把握することに努めてはいるが、具体的な内容を分析して活用するまでには至っていない。さらに有益な情報を効率的に収集・分析する取り組みが期待される。		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>開設以来 60 年有余、園舎の改築後ほぼ 40 年が経過した現在、施設・設備の老朽化による不具合や、現状にそぐわない状況が課題として顕在化している。手洗い場やトイレの絶対数が不足しており女子トイレの混雑なども常態化している。独自に工夫することで改善できることは順次取り組みを進めているが、施設・設備等の改修にまで及ぶ事案に関しては本課と相談する必要がある、具体的な予算を示して要望している。また重要な経営課題の一つである人材の確保・育成に関し、人材確保については本課の専管事項であるので、園として可能な提案や要望をもって相談している。人材育成については保育実践の現状に照らし、職員の意見等を考慮して事業計画に位置付け、将来を見据えた育成方針に沿って意識の共有化や教育・研修の充実に取り組んでいる。一方で、それらの取り組み（例えば職員研修計画等）において、浜松市の示す人材育成方針の中で、職務に応じて求めている職員像を計画の中に取り込む方針を表明しているが、それだけでは十分とは言えず、さらに配慮を要する職員一人ひとりの専門性や将来の希望等に応えられる、具体的な対策を検討する余地が残されている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「中長期計画の作成と評価見直しの取り組み」と題して、事業計画の趣旨をチャートで示している。事業全体を、縦割り保育、環境保育、地域・関係機関との連携、食育、人材育成、の5分類とし、それぞれについてさらに細分化して、社会福祉の動向や社会的ニーズの変化等、状況に即したものになるよう検討した詳細を示している。前年度の見直し項目や年次の事業概要が具体的な表現で記述されており、計画の策定段階から評価までの流れをまとめている。本年度は平成 28 年度～30 年度計画の 2 年目にあたる。十分に検討された計画であることを評価できる一方で、数値目標が不十分な事業が幾らかみられる。事業計画の数値目標は、計画の具体的な実施や評価・見直し、さらに年次計画の詳細の策定に欠かせない要素の一つである。数値目標の設定が可能と思われる事業に関しては、具体的な目標値の設定が望まれる。また計画では触れていないが、災害対策や危機管理の観点に立った具体的な取り組み（例えば事業継続計画（BCP）等）が求められている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画の内容を踏まえた単年度の計画が策定されている。単年度事業計画の具体的な事業内容に対応して、中長期計画のカテゴリーの各々に、踏み込んだ内容の目的と対策（ねらい）が詳細に記述されている。前項で指摘した数値目標を除けば、内容において中長期計画</p>		

<p>との整合性にも問題はない。その一方で、中長期計画のカテゴリー及び内容項目の分類と、単年度事業計画の各事業名との関連が直感的に判断できる書式にはなっておらず、①中長期計画、②各々の計画のねらい等、③年次計画、の3種類の計画書の内容を突合しないと関連性が判然としないなど、事業計画の項目の表記に関して課題がある。単年度計画の各事業は、内容により中長期計画の複数のカテゴリーに属する場合もあることから、単年度計画の各事業に対応させて中長期計画のカテゴリーや内容項目を併記し、関連性が直感的に把握できるような配慮が望まれる。園長は事業計画に関連する記録や、表記の方法と書式等を見直して充実させる方針を示しているため、今後の具体的な取り組みが期待される。</p>		
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
6	<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 毎年度末（3月）に事業計画の実施状況の評価結果にもとづき、職員意見・要望等も参考に計画の内容を見直して改善点を職員会議で検討している。年度当初の職員会議で改めて事業計画が説明され、全職員が内容を確認する手順が守られている。年度を通じて計画の進捗状況を直接計画表に書き入れることで、直近の進捗を確認し易くする工夫がある。年度の概ね中間にあたる9月～10月に事業計画全体の進捗状況等の確認を行い、必要に応じて計画の見直しにつなげるための仕組みが整備されている。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 年度当初に全体懇談会を開催し、保護者等に事業の具体的な説明を行うことと合わせ、事業計画全般に関する説明も行っている。広報誌やクラスだよりなどの配布や掲示板の活用で周知を図り、さらに下半期当初（10月）の懇談会でも繰り返し説明して、保護者等に理解を促している。外国出身の保護者等、日本語の理解などで配慮が必要な場合にはルビ付きの文章にすることや、通訳の協力を（保護者等に）依頼して個別に支援している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 公立保育園に共通の事業として、定期的に第三者評価を受審している。定められた自己チェックリストに加え、民間の評価方式（KIDS—保育障害児認定）等から要点を抜粋し、当園独自の評価項目を加味して都合年2回の自己評価を実施している。また保育の実践状況をPDCAサイクルにもとづいて評価する体制を整備しており、保育の質の向上に向けた組織的な仕組みとして機能している。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価を園長・主任が分析し、職員個人や園の取り組むべき課題を明確にして、全職員が共通意識のもとで具体的な改善計画につなげられるよう、組織的に取り組んでいる。今般の第三者評価の視点で実施した自己評価から、保育に関わる職員として従来とは異なる思いが表出しており、課題の改善に向けて、大いに参考になる結果を得たとの分析がされている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は職員に対し「組織図、園務分掌表、職務分担表」等、職制と職務分掌の一覧を配布して職務分担を明確にしており、有事の際の責任の所在及び権限移譲に関しても明確にしている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は職員に対し遵守すべき法令をまとめ、必要に応じて何時でも閲覧できるよう備えている。特に必要な法令を抜粋し回覧すると共に、毎月読み合せて周知に努めている。園長は法令遵守の観点から必要な研修や勉強会に参加しているが、遵守すべき法令の最新の内容の理解などに常に研鑽の必要性を感じており、職員に学びの機会を提供し、自らも含めコンプライアンスに関する意識を高める取り組みを進める方針を示している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は保育の質の向上を目指し職員研修の充実を図り、研修報告を活用して職員間で知識と意識の共有をしている。さらに毎月、振り返りシートの分析や一人ひとりの職員と面談し、意見・要望等を把握すると共に日々の保育実践を適切に評価して、改善のための具体的な取り組みを示し、職員意見を運営に反映することに指導力を発揮している。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、経営上の課題等を把握し改善につなげる取り組みを適切に実行して、働きやすい職場環境を整備してゆく必要性から、職員一人ひとりの適性に考慮して人員を配置し、チームとして効果的な連携ができるように努めている。課題には関係する職員が協調して改善への取り組みを検討し、その経過と結果を共有して、今後の園全体の業務の実効性を高めることにつながるチーム力の醸成に注力している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公立保育園であり人材確保に係る人事権は本課の専管事項である。採用後の人員配置や、その後の経験に応じた研修等は、公立保育園に共通の基準に沿って実施されている。当園においても、新人から主任保育士まで、それぞれに求められる「期待される保育士の姿」や「業務にあたって求められる姿」などを中長期計画の人材育成の中に明記し、専門職の活用や職員全体のスキル向上のために、日常業務の中で知識やスキルを伝えてゆくことを実行している。人材の確保には公立保育園全体の動向に因ることになり、必ずしも要望通りにはならないが、働きやすい職場環境を整備してゆくことで職員の定着を目指している。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理、労務管理、財務管理等は、本課が専管事項として基本的な仕組みの下で各園を主導している。人事考課に関しても市の制度にもとづくマニュアルに従い、執務状況報告書との整合性を考慮して年2回実施しており、職員一人ひとりと面談のうえ職員の意見をできる限り反映して、保育への意欲を高い水準で維持できるよう取り組んでいる。有給休暇取得率を一覧表にして取得しやすいような配慮をし、勤務時間や勤務条件の規程にもとづく対応ができるように、職場内で日常的にできる対策を進めている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、職員の就業状況の記録や保育の実践の状況、さらに日常のコミュニケーションから、職場の人間関係や家庭の状況などを把握し、職員一人ひとりの心身の健康と安全確保に留意している。さらに病気や怪我の予防のための各種の検診や予防接種、ストレスチェック等を実施できる仕組みを整備し、定められたさまざまな休暇を、必要に応じて適切に取得できる</p>		

<p>ような環境を提供するなど、ワークライフバランスに配慮した取り組みを行っている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>当園の職員は、「子どもの発達を理解し、一人ひとりの状況に応じた適切な保育実践に結びつけられる能力を身につけ、職員同士はもとより保護者とのコミュニケーションがとれること。それが、適切な保育環境の中で保護者との信頼関係を築き、共に子どもを育むことにつながる。子ども、環境、保護者に対して“気づき”、“行動”することに、使命感を持って取り組むことを期待している。」との趣旨の職員像を示している。職員一人ひとりが自らの保育業務に向けた目標設定を行い、園長はこれらをもとに各々の職員の専門性や経験値を加味し、希望・要望・課題等を抽出して個人面談を行い、研修等の具体的な計画につなげている。ただ、一人ひとりの職員に適切に対応した研修計画の策定までには至っていない。公立保育園においては定期的に人事異動などもあり、職員育成など比較的中長期を見据える必要のある計画への対応には課題も残るが、仕組みは概ね整備されていることから、現在の取り組みに工夫を加え、職員の育成にきめ細かく対応できる柔軟な運用が期待される。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画の人材育成の分類に、職員の経験や専門性に応じて役割や研修の目的が明示されている。それを受けて「職員研修計画」が作成され、専門性や経験を考慮したそれぞれの研修が実施されている。研修参加者は「研修報告書」で報告し、研修内容を職員間で共有するために、研修レポート作成者がリードする勉強会または類似の報告会等を実施しているが、研修の細部までを共有するまでには至っていない。また職員一人ひとりの適性に配慮した研修も計画に組み込まれてはいるが、その対応は十分とは言えない。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画で、人材育成のための外部研修や園内研修の目的等を明記し、職員の階層や職種それぞれに対応した研修を具体的に示している。それらの研修は中長期計画に沿って進めているが、年次計画にその記述はない。中長期の計画は対応する年次計画に組み入れたうえで、各々の職員に対応した研修計画書等を示す必要がある。本項目では各々の職員に配慮した教育・研修の機会が、(文書により)明示的に確保されていることを求めている。職員が将来をイメージできるよう、キャリアパスを明確にして一人ひとりの専門性をサポートしてゆく研修体制の充実が求められる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

実習生の受入れに関して基本的な考えを明文化し、実習生受入れマニュアルを整備している。学校と調整しながら、専門性に配慮した適切なプログラムの整備に努めている。保育に関わりのある専門職の教育・育成のために実習生を受け入れることは、実習期間を通して実習生の指導に当たる保育士にとどまらず、職員の保育に対する意識やスキルを見つめ直す良い機会であることが、園の掲げる実習生受入れの目的の中に示唆されている。このことを全職員の共通意識とすることが必要である。課題として、実習生の指導者に対する研修プログラムが未整備であるが、現時点ですでに、実習指導者研修プログラムの作成に着手していることが確認できている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>当園の運営情報は、浜松市子育て情報サイト“ぴっぴ”に掲載されている。地域の公共施設等にパンフレットを配布し、月ごとの「園だより」で行事予定や各クラスの様子を写真入りで伝えている。クラスだよりでクラスごとの詳細な情報を伝え、広報誌親子ひろばだより「はなかわ」に育児相談や園庭開放等の催事案内を掲載するとともに、季節に応じた子育てワンポイント情報を提供している。広報誌の欄外に、園内の意見箱の月間の投書状況（意見がなかった旨）が添えられているが、面談など意見箱の投書以外の方法で寄せられた意見・要望等の状況に関する記載がないことから、あまり有効性は認められない。情報提供の姿勢は評価できるが、他の評価項目（Ⅲ-1-(4)-①苦情解決の仕組み…）で触れているように、意見・要望等を保護者等関係者から積極的に引き出すことが、運営の透明性を確保するうえで重要な要素となる。そのことも踏まえた情報公開へのさらなる取り組みが期待される。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本評価基準で求められる、事務、経理、取引等に関する権限・責任体制は、「運営組織と園務分掌」で明確にされており、全職員に周知が図られている。また外部監査の活用に関しては、当該保育園の運営主体（浜松市）が政令市であることから、地方自治法の規定により、市の事業に関して包括的に「包括外部監査契約に基づく外部監査」を受けるとされており、当該園は該当する事業の範ちゅうに含まれるので、園が独自に外部監査を実施する必要はないが、本課から外部監査にもとづく助言・指導等を受けた場合に、園の適切な対応が必要であることを申し添えておく。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画に、地域・関係機関との連携を挙げ、その中で世代間交流のねらいが示されている。高齢者との交流では、散歩や遊びを通して触れ合う中で親しみの気持ちを育てることや、近隣幼稚園と定期的に交流し、一緒に活動することの嬉しさを共有している。また、地域の社会資源の情報を提供して子どもの社会体験を促している。今後、小学校区内にある市立保育園との交流も検討しており、情報発信と具体的な活動で、地域の教育関係機関や住民との信頼関係を築くことに取り組んでいる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れに関する考えや手順等は、実習生の受入れマニュアルの項目の一つとして明示されており、受入れに際してオリエンテーションによる説明を行っているが、園内の活動についての具体的な指導に関しては十分とは言えない。マニュアルは公立保育園共通のものであるが、専門職を対象とした（実習生の）実習研修とボランティアの受入れとでは、基本姿勢と活動の内容、さらには受入れ側の対応等が異なる。その相違する事柄をそれぞれ明確に示す必要性から、同一書式の中で項目分けされているマニュアルでは十分とは言えない。本評価基準で求めているのは受入れ体制の確立であり、地域の教育等関係機関や地域住民等との協力関係を築いて、ボランティア養成による保育所の社会貢献などを明確にした基本姿勢にもとづき、専門職ではないことに留意したうえでの十分な説明や配慮のある、具体的な内容をマニュアル化する等の取り組みである。再検討が求められる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>必要とする社会資源のネットワークを一覧にして掲示し、職員に周知している。保育所、幼稚園や小中学校等教育機関、地域自治会や民生児童委員等の地域の関係機関・団体、医療関係機関、子ども発達相談支援センターや児童相談所、民間の児童発達支援事業所等々、多くの団体や関係者と定期的に会合を持ち、子どもや保護者のケア、家庭での虐待や権利侵害などの予防・早期発見等につなげるための連携に努めている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>園庭の開放や育児相談（在園児の保護者に限らず）にほぼ毎日対応できるような態勢を整え</p>		

<p>ている。親子ひろばの開催に関する情報を保護者や地域（公民館、病院、銀行等）に発信して参加を促し、保育所の専門性を活かして地域の子育て中の親子との触れ合いを通し、保育所の機能や役割を知ってもらう取り組みを行っている。大規模災害の発生時には地域の一次避難所として機能するよう、飲食料等の備蓄で備えている。近隣小学校区の防災連絡会にも参加しており、災害時の協力等で連携している。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 地域の関係機関や団体、自治会役員や民生児童委員等との連携、住民との交流、さらに保護者アンケート等から地域の福祉ニーズの把握に努めており、中長期計画に「住民ニーズに応えた多機能サービスの展開」を挙げ、園として地域の特性に適った公益的な独自の活動に結び付けられるよう努力している。本年度から「指定難病」の子どもが入園し、本課の担当者を交えて保護者との面談を繰り返し、病気のことや、園内での生活全般への対応や配慮に関して学び、関係者が連携して保育を行っている。子どもの生き生きとした表情や保護者の言葉からは、関係者の日々の努力による支援の実践がうかがえる。また、地域性から園児のおよそ20%にあたる外国籍の子どもが在籍しており、保護者とのコミュニケーションも含め、保護者等関係者の協力の下で、さまざまな工夫をしながら意思疎通を図る取り組みが行われている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 園内要所には倫理綱領や保育理念・保育目標を掲示し、子どもの人権や文化の違いにも配慮した保育実践に努めている。年度当初の保育課程の見直しの折には、保育理念や基本方針に関する職員の共通理解を促している。外国籍の子どもや特別な配慮が必要な子どもには、記録等にもとづきそれぞれに適切な対応を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関する規程・マニュアルを整備し、職員への周知を図り、職員はマニュアルにもとづいて「不適切な対応防止チェックリスト」で自らの保育実践を振り返り、虐待防止等の権利擁護に取り組んでいる。またプライバシー保護の観点から生活の場にふさわしい環境を確保するために、設備等の老朽化に対する改善の</p>		

<p>工夫をさまざまに行っているが、解決までには時間を要する事例もみられる。具体例として、手洗い場やトイレの絶対数の不足により女子トイレの混雑が常態化している問題があり、現在本課に相談しながら課題解決に向けての取り組みを進めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<p><コメント> 公立保育園に共通の情報が市役所のホームページに掲載されており、地域の関係機関にはパンフレットを配置している。来園した保護者の目に付きやすい場所に、さまざまな保育園情報を掲示して積極的に提供しており、行事に関する写真やイラストなども使用して、さまざまな取り組みや保育内容の説明を行い、個別に丁寧に対応している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉖・b・c
<p><コメント> 入園説明会や年度当初の保護者懇談会において、「入園のしおり」はじめ「重要事項説明書」と「説明同意書」「個人情報に関する説明書」「その他の事項の説明同意書」等、説明書の項目毎に確認が可能な書式を使用して丁寧な説明を行い、書面のコピーを配布している。内容に変更が生じた場合には、掲示するとともに個別に通知するなど、状況に適した方法で情報を共有するためのルールが明記されている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉖・c
<p><コメント> 保育の継続性に配慮して、定められた公立保育園共通の引継ぎ文書により適切に次の保育園に資料等を送付している。一方で私立保育園に移行した場合の文書は現在統一されていないため、統一に向けた検討を進めている。また子育てに関して、隔月に発行している「親子ひろば はなかわ」で、子育てワンポイントやさまざまな催事等を、分かりやすく、参加しやすい内容で情報提供しており、保育が終了した後のサポートにも最大限の配慮がされている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	㉖・b・c
<p><コメント> 保育参加、懇談会、個人面談等、保護者との面談の機会を多くとり、丁寧に対応して信頼関係を築くことに努めている。また行事後のアンケートにより感想や意見等を把握・分析すると共に、日常の保育の中で日誌等に記録・把握している子どもの声や、面談等による保護者の意見・要望をケース会議や職員会議等で共有している。組織全体で保育の改善に取り組む仕組みにより、利用者満足の上昇につなげている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情受付窓口や担当者の情報と共に、浜松市立保育園共通の説明書（苦情解決の仕組み）で明示しており、年度当初の全体懇談会等でも説明して周知を図っている。また日常業務の中で職員が把握した意見・要望・苦情等はすべて園長や主任に報告し、速やかに解決につなげる仕組みがある。一方で、苦情とするか意見とみるかの判断が難しい保護者等の思いを、どう対応し処理するかの方法等は定められていない。苦情解決の過程や対応結果等の適切な公表方法の検討等と併せ、仕組みが十分に機能するようなルール作りが望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初の全体懇談会等で、前述の公立保育園共通の説明書（苦情解決の仕組み）により説明を行うと共に、個人ノートや個人面談等で保護者の意向を聞くことに努めており、保護者が意見を述べやすい環境作りに取り組んでいる。一方で上記の説明書の内容は、苦情解決の仕組みの説明に限定されており、保護者等関係者の意見・要望等を聞くことができるのは、懇談会や送迎時、保育面談の折が主な機会となっている。その際には相談しやすい雰囲気づくりを心掛けており、相談内容は記録して職員間で共有しているが、相談援助に必要な時間を十分に確保することができていない。現在、クラス懇談会での意見交換の時間を延長することや、送迎時に相談の時間を確保できる日時を設け、事前に保護者等関係者に伝えて対応することなど、改善への取り組みを始めている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見・要望は、遅滞なく園長に報告され速やかに対応しており、ミーティングにおいて全職員で共有し、結果を記録している。この仕組みは日常業務の一環として継続的に機能しているが、その手順の文書化が不十分である。現状の業務内容をマニュアルとして整備し、仕組みと運用に関する定期的な見直しのルールを明記することが必要である。先に苦情解決の項で述べた、“苦情とするか意見とみるかの判断が難しい保護者等の思い”に対する、評価方法や判断基準等もマニュアルの中に明文化することが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事故記録簿やヒヤリハット報告書等の分析によるヒヤリハットマップが作成されており、危険の潜む場所や時間帯等の情報を職員間で共有し、安心安全な保育を実践している。また外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等の予防など、各々の予防・対応のマニュアルやチ</p>		

<p>チェックリスト等を活用し、リスクマネジメントの仕組みの中で、さまざまなレベルのインシデントに関して逐一責任者に報告され、委員会において適切な対応のための検討が行われている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 園内における感染症対応マニュアルや、嘔吐時の対応を分かりやすく文書化している。また保護者に対し、感染症の予防や対応に関する対策を丁寧に説明した文書を配付し、周知に努めている。季節ごとに感染症の拡大が予想される場合には、地域全体の感染状況等の情報を、速やかに保護者等関係者に周知して注意喚起している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント> 災害対応マニュアルにもとづき毎月避難訓練が実施され、避難施設、消防用設備、建物及び火気設備器具等の自主点検の結果が、定められた書式で記録・報告されている。近隣小学校区の防災教育・防災連携連絡会で連携しており、小学校への避難訓練も実施されている。また大規模災害の発生時には地域の一次避難所として機能するよう、飲食料等の備蓄で協力態勢を築いており、一斉メールや災害用伝言ダイヤルの活用も行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント> 標準的な実施方法をマニュアルや手順書等に明文化しており、日常的に提供される主なサービスに関しては、職員間で情報共有している。また標準的な実施方法に沿った保育の提供がされているかなどの評価・検証は、指導計画にもとづく保育実践など、基本的な保育・支援に関するものについては定期的実施しているが、保育全般にわたり支援内容等の改善も含めてみた場合、十分に機能しているとは言えない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント> 標準的な実施方法に沿った保育の提供が、適切に行われているかどうかを検証することに関し、前項で述べた通り十分には整備されておらず、現在のところデイリープログラムや指導計画にもとづく保育実践など、基本的な保育・支援に関するものの確認にとどまっている。全職員が関わる保育全般にわたって基本的な実施方法が定められているか、PDCAサイクルに</p>		

もとづいて定期的、あるいは必要に応じて検証・見直しを行っているかなど、それらが有効に機能するような仕組みになっているか、検証して改善する取り組みが求められる。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㉑・b・c
----	--------------------------------------	-------

<コメント>

公立保育園に共通する書式により丁寧にアセスメントを行い、一人ひとりの子どもの詳細な情報から指導計画を策定している。補助的な各種書式でさらに保護者等の意見も把握し、個別指導計画にニーズを反映できるよう努めている。園長や主任が核となり各担当者の役割分担によってアセスメントから指導計画の策定、実施状況の評価・見直し等の流れができていく。配慮が必要な子どもへの適切な保育・支援の実践に向け、全職員の意識の共通化と関係機関との連携に注力している。また3歳以上児についても個別指導計画を策定している。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㉑・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>

保育課程、年間指導計画は年2回、月間指導計画は毎月、定められた手順により見直されている。毎月末に話し合って翌月の保育につながることを抽出し、顕在化した課題等を「指導計画話し合い」の書式に記録し、速やかに次の指導計画に反映させる仕組みがある。他方、保護者から多くの要望があるような保育・支援に関しては、標準的な実施方法に反映させることが必要となるが、園長は、それらのニーズの分析がまだ不足しているとの認識を持っている。今後の取り組みが期待される。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

個別指導計画にもとづく保育実践の記録をもとに、全職員がミーティング等で内容や課題を共有し、保育・支援に反映する仕組みがある。記録のために必要となる書式類は公立保育園共通のものを活用している。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>

個人情報保護規程にもとづき管理責任者（園長、園長不在時は主任）が、一元的に管理している。個人情報の開示にも適切に対応できる管理体制があり、職員は定期的に研修を受けている。保護者に対し、個人情報保護条例にもとづいて利用目的及び利用方法を説明した資料を配布し、同意を得ている。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>浜松市の公立保育園共通の理念をもとに、各公立保育園が同じ趣旨を持つ保育理念や基本方針を策定している。そのうえで、それぞれの環境や地域性を捉えて各園独自に保育の方針等に特徴を持たせている。当該保育園では“緑豊かな自然の中で、環境の違いを超えて互いに認め合い、体験を通して人間形成の基礎を育む”という趣旨の保育理念や、それを受けた基本方針にもとづき、地域の実情に即して策定した保育の目標等から保育課程が編成されている。年度末には全職員で評価・見直しを行い、課題を次年度へ反映させて改善等の取り組みにつなげている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>室内の温度や湿度、換気や清潔等を適切に保つ仕組みとして、それぞれに対応した記録や確認の書式を活用し、冷暖房の管理や水回りの清掃、さらに園庭の整備や安全確保を行っている。保育室においても同様に、安全を確保するための詳細なリストである「室内点検表（年齢別に6項目から15項目）」により、毎日念入りにチェックしている。夏季の園庭における日よけの工夫や、草取りなど、生活の場としてふさわしい環境を整備する取り組みが行われている。ただ一点、園舎の構造的な課題（手洗い場とトイレの不足）があり、現在、改善の取り組みに関して本課に相談している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントの実施や日常的に情報交換を行う連絡ノートから、子どもの家庭環境や成育の情報を共有しており、子ども一人ひとりの発達の過程や個性を把握している。合わせてエピソード記録をもとに、子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりの状態に応じた保育の実践に努めている。職員間で意識レベルや知識・スキルの共有を図るうえで、基幹的職員によるOJTが大きく貢献している。そのうえで、さらに細やかな配慮の在り方を検討している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㉑・c

<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況に応じて基本的な生活習慣を身につけることができるよう、失敗も大切な経験と捉え、急かすことなく繰り返し伝えて、褒めること、認めることで自信につなげる工夫と配慮をしている。これらの取り組みを通して生活習慣が自然に身につくように、気持ちを尊重して見守る保育を目指している。努めて子どもを急かすことのないよう心掛けてはいるが、時間（気持ち）に余裕がない場合等に、言葉がけに関して反省することもあり、今後の改善課題として職員間で話し合うことにしている。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に遊びとその道具を選択することや、集団で遊ぶ中で話し合いが行われることなどが、次の行動につながる状況を生み出している。また保護者等から提供された廃材を思うように利用して、自由な作品が次々に姿を現して行く過程を大切にした保育が行われている。戸外における活動では、植物や動物を介して自然と触れ合い、生物が成長する時間を体験できる環境を提供して、子どもの豊かな生活と遊びを保証している。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>適切に空調管理のされた保育室で快適に過ごしながら、身近に用意された玩具で身体を十分に動かして遊べる環境が整備されている。子どもの穏やかな状況や職員の落ち着いた仕事ぶりから、きめ細かな見守りの中で子どもの発達過程に応じ、必要な保育の実践が行われている。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月一人ひとりの子どもの保育実践を振り返り、状況に即した援助方法を話し合い、養護と教育のねらいに沿って、自発的に行動する気持ちを大切にした保育を行っている。これらにより情緒の安定と適切な環境が確保されており、その状況を保護者と共有するための情報交換を、送迎時や面談の機会に丁寧に実践している。</p>			

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各々の年齢ごとの保育に加え、縦割りの異年齢による交流保育を計画的に行っている。各年齢に応じた保育を大切にしながら、集団の中での個性や主体性の発揮、連帯感や安定性など、職員が一人ひとりにきめ細かく対応して、養護と教育についての一体的な保育環境の確立に努めている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基幹的職員が核となり、ケース会議において多面的な援助方法を検討している。障害児保育に関する研修や勉強会で学び、全職員が共通意識のもとで統一した対応の支援が実践されている。発達相談支援センターや子どもの心の診療所等の専門機関との連携を図りながら、特別な配慮を必要とする子どもの巡回指導等につなげており、保護者の理解を得ながら統合保育を実践している。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ミーティングノートによる長時間保育への引継ぎが行われ、すべての子どもに対して長時間保育を実践できる体制を整えている。延長保育のみならず保護者の都合等により保育時間が長くなった場合においても、一日の流れの中で保育はスムーズに行われている。異年齢児が楽しくゆとりを持って過ごせるように玩具や保育環境に配慮し、保育時間が18時30分以降になる場合は、夕食に影響しない適度に“おやつ”を用意している。また夏季には特に配慮して水分補給を実施している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>小学校との連携や就学に向け、保育所児童保育要録をもって引き継ぐために必要な、さまざまな取り組みを事業計画、指導計画に位置付けている。園児が広範な地域から集まっており、就学先の小学校は12校（前年度実績）に及ぶ。距離も遠く、各学校との交流は困難な状況も多い。代替策の一つとして、近隣の小学校のグラウンドで園児を遊ばせてもらうなどの協力を仰ぎ、園児の体験を支援している。定期的に開催される保幼小連絡会・交流会に参加して最新情報に触れている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

子どもの健康管理に関し、定められた手順に従い、入園面接票等によるアセスメントで確認済みの一人ひとりの健康状態を参考に、配慮すべき健康状態、健康の記録、事故記録簿等々、公立保育園共通の書式により管理している。毎朝子どもを受け入れる際に丁寧な視診・触診を行って体調を確認している。健康管理保健計画にもとづき、健康に関する取り組みや方針を保護者に伝えて連携している。また乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識等を保護者と共有するために、必要な情報を分かりやすく掲示して周知に努めている。

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
-----	-----------------------------------	-------

内科健診、歯科検診の結果を記録・管理し、担当職員が周知している。健診の結果は保護者と共有し、家庭での生活につなげられるよう配慮している。歯をケアする習慣を身につけてもらえるよう、フッ素洗口を実施すると共に、歯科衛生士の話を聞く機会を設けている。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
-----	--	-------

<コメント>
アレルギー対応マニュアルにもとづき、入園面接票、食材確認表、食物アレルギー食材チェック表、生活管理指導票等のアセスメントの情報から、子どものアレルギー疾患や慢性疾患等に関する状況を把握している。一人ひとりの子どもに対応して食品を厳格に選別し、医師の診断書にもとづいて代替食を用意し、全職員が手順書に従って配膳を行い、細心の配慮で安全を確保している。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
-----	----------------------------------	-------

<コメント>
中長期計画の、食育についての項で保育方針に触れており、食育年間計画にもとづき野菜を栽培すること、それを収穫して料理することなど、食に関する体験を通して、子どもの育ちの根本である食事（たべること）の大切さを伝えている。料理の楽しさや野菜への興味が深まるように、子どもの発達に応じた配慮と工夫を取り入れた食育を行っている。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
-----	---	-------

<コメント>
業者の協力により、地産地消を意識した献立のための食材を調達している。食育の柱である“栽培・収穫・調理”に子どもが関わることで、食に関心を持ち、食事が楽しいものになるような食育の環境づくりに努めている。食事の時間には子どもの年齢に応じて、調理員と一緒に食事を取り、あるいは保育士が食事の状況を観察して、積極的に食事そのものや、食事の仕方、提供方法等の情報を把握し共有して、安心のできる食事の提供に取り組んでいる。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>公立保育園に共通の書式による連絡ノートを、日常の情報を共有する重要なツールとして位置付け、送迎時の情報交換と合わせて相互に情報を補強しあい、保護者との信頼関係を築くベースになっている。ここで把握した家庭での生活や発達の状況等は、園の保育内容等の情報と共に定められた書式に記録され、関係職員全員で共有している。保護者には（前述の送迎時の対話に加え）保育参加会や懇談会の機会に分かりやすく伝えて、相互に理解し合うことにつなげている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>保護者に対し、日常的に園における子どもの様子や園の考え方を伝えることに努めている。家庭における子育てに関する悩み事などの相談に対し、丁寧に対応できるよう個人面談の機会を設け、相談の内容を記録に残している。必要があれば専門家の助言につなげられるよう、専門機関との連携を図っている。保護者との信頼関係が最も重要なことは言うまでもないが、保護者の（仕事等）状況によっては対話が不足するケースもある。クラス懇談会などで、保護者同士が同じ悩みを話しあえる機会を設けるなど、保護者支援に努めているので、これらの取り組みを継続してゆくことが期待される。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>マニュアルにもとづき、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもを早期に発見し、速やかに対応できるように努め、虐待の予防につなげられるよう保護者に対する相談援助や職員教育にも取り組んでいる。その一方で、事業計画に虐待等権利侵害に対応する（取分け、家庭における虐待防止や権利侵害に関して）職員研修が位置付けされておらず、具体的な研修頻度や研修内容の掘り下げが十分ではない。家庭との信頼関係にもとづく虐待等権利侵害の早期発見・早期対応に関する全職員の共通意識が、高いレベルで醸成されるような取り組みが期待される。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年2回「新保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100」により全職員が自己評価を行っている。エピソード記録で日常の保育実践を振り返り、毎日・毎月の保育に反映している。これらの振り返りで、保育士が互いに学び合い保育の改善等につながる取り組みであることは評価できるが、自己評価には、課題を掘り起こす過程で、当事者（保育士）の分析能力次第で取りこぼしが生じかねないという一面がある。保育士が主体的に保育実践の振り返りを行い、自らの課題を客観的に捉えることのできるスキルを習得するための、園長による十分なスーパーバイズが必要であると考えられる。</p>		